愛媛県復興支援シンボルマーク使用要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、愛媛県(以下「県」という。)の復興支援シンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)を使用する際に必要な事項を定め、もって平成30年7月豪雨災害からの県の復興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、シンボルマークとは、別記のデザインをいう。

(シンボルマークの使用に関する権利)

第3条 シンボルマークの使用に関する一切の権利は、県に属する。

(使用料)

第4条 シンボルマークの使用料は、無償とする。

(使用の申請)

- 第5条 シンボルマークを使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、 あらかじめ「愛媛県復興支援シンボルマーク使用許諾申請書(様式1)」に必要書 類を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断した時は、使用申請 者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許諾 を要しない。
 - (1) 県及び県が構成メンバーとなっている団体が、シンボルマークのデザインを 使用するとき
 - (2) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき
 - (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用するとき
 - (4) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき
 - (5) みきゃん等の着ぐるみを使用するものが、当該イベントの広報にシンボルマークのデザインを使用するとき

(資格要件)

- 第6条 前条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマークの使用を許諾しない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者

(3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の許諾)

- 第7条 知事は、第5条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当 する場合を除き、シンボルマークの使用を許諾するものとする。
 - (1) 県の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき
 - (2) シンボルマークのイメージを損なうおそれのあるとき
 - (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき
 - (4) シンボルマークを使用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれ があると認められるとき
 - (5) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき
 - (6) この要綱の趣旨及び目的に反する場合その他シンボルマークの使用が適当でないと認められるとき
- 2 知事は、シンボルマークの使用を許諾するときは、「愛媛県復興支援シンボルマーク使用許諾通知書(様式 2)」により、使用申請者に通知するものとする。
- 3 シンボルマークを使用する際は、「愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん 等デザインマニュアル」に従って使用しなければならない。
- 4 知事は、第2項の許諾に際し、条件を付することができる。
- 5 知事は、使用を許諾しないときは、「愛媛県復興支援シンボルマーク使用不許諾 通知書(様式3)」により、使用申請者に通知するものとする。

(使用期間)

- 第8条 シンボルマークの使用期間は、原則として承認の日から2年以内とする。ただし、使用期間を過ぎた場合でも、期間内に許諾を受けて製造した商品の流通を妨げるものではない。
- 2 知事は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正 した使用期間は、許諾通知書に記載して通知する。
- 3 前各項の使用期間満了後において、シンボルマークを使用しようとするときは、 改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定に基づく許諾を受けた者が、使用期間満了日までの間に、別段の申出を行ったときは、第5条第1項の申請があったものとみなす。

(許諾内容の変更)

- 第9条 シンボルマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、許諾を受けた シンボルマークの使用内容を変更しようとするときは、「愛媛県復興支援シンボル マーク使用内容変更申請書(様式4)」を知事に提出し、その許諾を得るものとす る。
- 2 知事は、シンボルマークの使用内容の変更を許諾する場合には、「愛媛県復興支援シンボルマーク使用内容変更許諾通知書(様式5)」により、使用者に通知する

ものとする。

- 3 知事は、シンボルマークの使用内容の変更を許諾しない場合には、「愛媛県復興 支援シンボルマーク使用内容変更不許諾通知書(様式 6)」により、使用者に通知 するものとする。
- 4 第1項の申請については、第5条から第8条の規定を準用する。

(使用の廃止)

第10条 使用者は、シンボルマークの使用を廃止したときは、速やかにその旨を「愛媛県復興支援シンボルマーク使用廃止届出書(様式7)」により知事に届け出なければならない。

(許諾の取消)

- 第11条 知事は、使用者が、次のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の使用許諾を取り消すことができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき
 - (2) 第7条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき
 - (3) 第7条第4項の条件に違反したとき
 - (4) その他知事が取り消すことが適当と認めるとき
- 2 知事は、前項の規定による使用許諾の取消により、使用者に生じた損害について、 一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 許諾された内容により使用すること
 - (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、または転貸しないこと
 - (3) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと
 - (4) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用実績の報告)

第13条 知事は、使用者に対し、シンボルマークの使用に関する事項について、資料 の提出または報告を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第14条 知事は、シンボルマークの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わない ものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に知事が定める。

附則

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。

(別記:シンボルマークデザイン)

